

※本資料は平成 30 年度第 1 回淀川区区政会議開催時点の本市の検討状況に基づいて作成したものであり、確定したものではありませんので、ご注意ください。

運営方針の様式見直しにかかる検討状況について

1 運営方針の意義・目的

運営方針は、施策・事業レベルでの適切な P D C A サイクルの実践に向け、「市政運営の基本方針」「市政改革プラン 2.0」等の全市的な方針を踏まえた「施策の選択と集中」の全体像を示す方針として、所属単位で毎年度策定するものであり、各所属の目標像・使命、経営課題とともに、課題解決のための事業戦略（施策レベル）・具体的取組（事務事業レベル）を示しています。

また、区の運営方針は、自律した自治体型区政運営の推進に向けて、地域としての区の将来像や施策展開の方向性等をとりまとめた「区将来ビジョン」の、単年度ごとのアクションプランとして位置づけられています。

2 運営方針の様式

運営方針の様式は大阪市全体で統一されたものですが、平成 23 年度の導入以来、一定の簡素化が進められてきました。

現在の主な様式は様式 1 から様式 4 までであり、その内容は以下のとおりです。

【様式 1 施策の選択と集中の全体概要】

⇒ 区長がめざす目標・使命、当該年度の基本的な取組方針（概要）を掲載。

【様式 2 重点的に取り組む主な経営課題】

⇒ 区が重点的に取り組む主な経営課題、アウトカム、戦略、具体的取組、業績目標などを掲載。

【様式 3 『市政改革プラン 2.0』に基づく取組等】

⇒ 現在の市政改革方針である『市政改革プラン 2.0』に基づく取組等のうち、上記の「施策の選択と集中の全体像」に掲載されていないものを掲載。

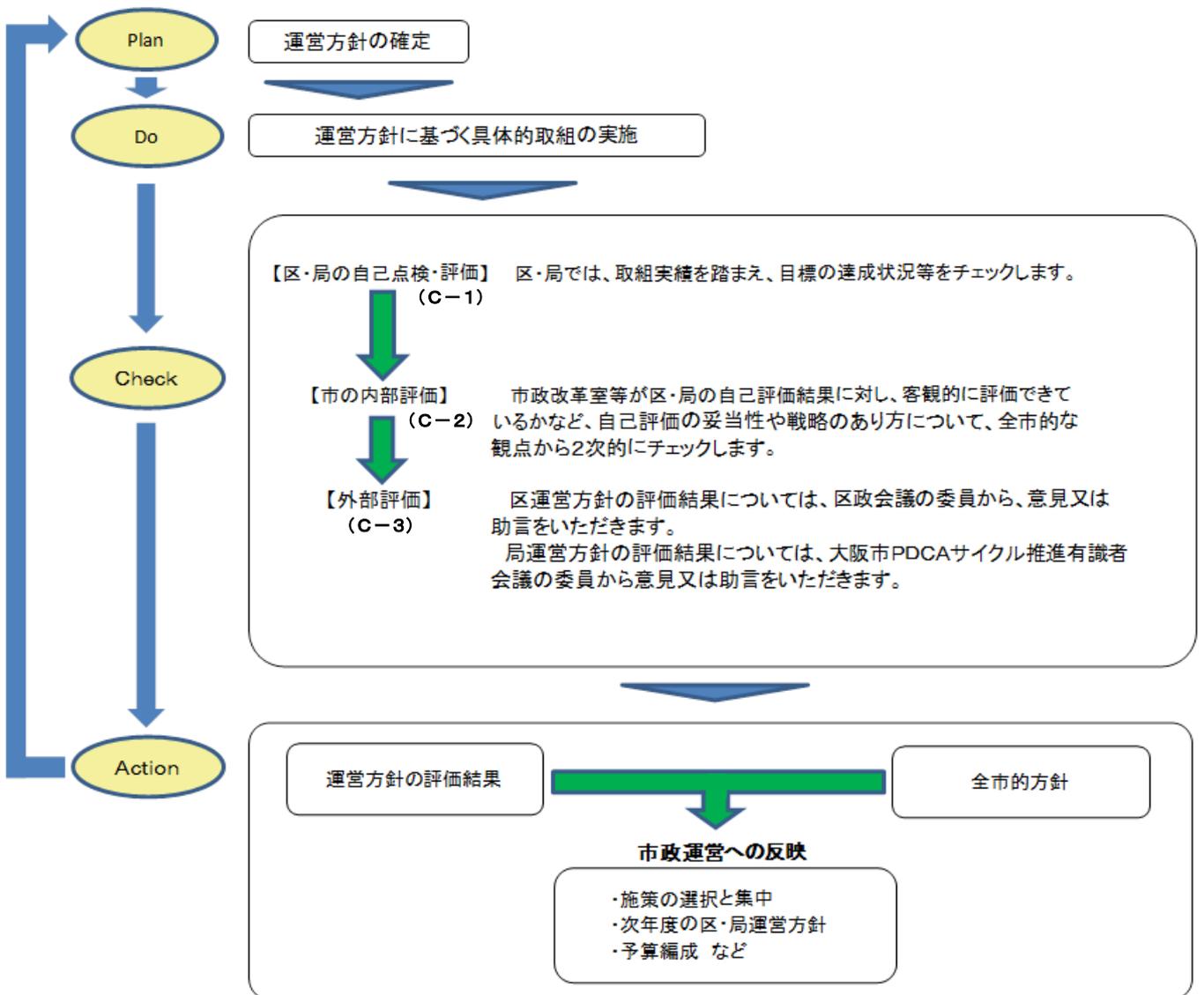
【様式 4 外部評価意見への対応方針】

⇒ 前年度の外部評価意見に対する所属としての方針を掲載。

3 運営方針に係る評価制度の概要

運営方針の評価の仕組みとしては、まず、区役所が目標の達成状況などについて自己点検・評価を行い、次に、市政改革室が自己評価の妥当性について全市的な観点から二次的に評価し（内部評価）、その後、区政会議の委員のみなさまから、外部の視点からの意見又は助言をいただいています（外部評価）。

これらの評価を通じて、必要な施策の改善・見直しを行い、次年度の区運営方針や予算編成等に反映させることで、実効性のあるPDCAサイクルを推進しています。



4 運営方針の主な機能

○ 説明責任機能

区長が当該年度の目標、主な経営課題、事業戦略・具体的取組、その成果などを公表することで、対外的な説明責任を担保する機能を持っています。

○ 区政運営管理機能

区長が選択と集中に基づく当該年度の目標、主な経営課題、事業戦略・具体的取組等を区役所内で共有し、施策・事業レベルでのPDCAサイクルを担保する機能を持っています。

5 運営方針に関する課題

① 説明責任に関する指摘

これまでに区政会議の中でも運営方針の様式についてのご意見はいただけてきましたが、特に「様式2」はボリュームがあって、一般の市民を念頭に置くと「見やすさ」「理解しやすさ」に難点があり、市民にとって身近なものになっていないとの指摘があります。

② 区長マネジメントに関する指摘

内部統制、コンプライアンスなどの全市共通で取り組むべき業務を除き、各所属のマネジメントは、区役所や局で、さらには個々の所属長のマネジメントに関する考え方によって、ふさわしいツールは異なることから、運営方針（特に「様式2」）という全市統一的なツールで多様なマネジメントのあり方に対応するのは、困難と考えられるとの指摘もあります。

6 目標（運用方針の様式としてめざす姿）

区長が自主的・自律的に区政運営管理に取り組みつつ、一般の市民にも読みやすいボリュームと理解しやすい内容で、区役所の「施策の選択と集中」の全体像について、適切に説明責任を果たせるような運営方針の様式をめざします。

7 平成31年度以後の運営方針のあり方についての淀川区方針案

市全体としては運営方針の「様式2」については、現在記載している項目を維持できるのであれば、デザイン等の様式は区長の判断により変更可能とする方向で検討中です。

「様式2」について区長の判断により様式の変更が可能になるのであれば、淀川区としては「誰にでもわかりやすいシンプルな運営方針」をめざし、様式を可能な限り改変する方針です。また、運営方針の評価について意見をいただく区政会議委員のみなさまのご意見も参考にさせていただいた上で、様式の検討を進めます。

※方針案については、現時点のものであり、様式等の変更についての全市的な方針は、今後市政改革室において有識者会議等を経て正式に決定していきます。